

平成22年 職員の給与等に関する報告及び勧告の概要

平成22年10月5日
大分県人事委員会

〈 本年の給与勧告のポイント 〉

- 月例給、期末・勤勉手当(ボーナス)ともに引下げ
～ 平均年間給与は△88,000円(△1.4%)の引下げ ～
- 1 職員給与が民間給与を上回るマイナス較差(△0.15%)を解消するため、月例給の引下げ改定 — 給料表及び自宅に係る住居手当の引下げ改定
55歳を超える職員の管理職手当支給額の一定率減額 —
 - 2 期末・勤勉手当の引下げ(△0.2月分)

1 職員給与と民間給与との比較

県内の民間事業所のうち、企業規模50人以上、かつ、事業所規模50人以上である365事業所から無作為に抽出された128事業所について調査を行った

- (1) 月例給(公民給与の較差)
行政職 △582円 △0.15%
- (2) 特別給(期末・勤勉手当)
民間の年間支給割合 3.93月分 (職員の年間支給月数 4.15月分)

2 給与の改定

地方公務員法の趣旨に則り、職種別民間給与実態調査の結果、人事院の報告・勧告の内容及び他の都道府県の動向等を総合的に勘案し、給料表及び自宅に係る住居手当の引下げ、55歳を超える職員の管理職手当に係る支給額の一定率減額並びに期末・勤勉手当の引下げが必要

- (1) 給料表
国家公務員の俸給表の改定に関する人事院勧告に準じて改定(平均改定率△0.1%)
中高年齢層(40歳台以上)が受ける給料月額に限定して引下げ(医療職(一)等は除外)
※ 給与構造改革の給料水準引下げ等に伴う経過措置額についても、人事院勧告に準じて、引下げ(△0.17%)
- (2) 住居手当
自宅に係る住居手当の月額を400円引下げ(3,400円→3,000円)
- (3) 50歳台後半層の職員に係る管理職手当の抑制措置
55歳を超える職員(行政職給料表5級以下の職員及びこれに相当する級の職員を除く)について、管理職手当の支給額を一定率で減額(△1.5%)
- (4) 期末・勤勉手当
民間の支給割合に見合うよう0.2月分引下げ(4.15月分→3.95月分)
(一般の職員の場合の支給月数)

		6 月期	1 2 月期
22年度	期末手当	1.25 月 (支給済み)	1.35 月 (現行1.5月)
	勤勉手当	0.7 月 (支給済み)	0.65 月 (現行0.7月)
23年度 以降	期末手当	1.225 月	1.375 月
	勤勉手当	0.675 月	0.675 月

(5) 実施時期等

公布日の属する月の翌月の初日（公布日が月の初日であるときは、その日）から実施
本年12月に支給する期末手当の額については、同年4月1日からこの改定の実施の日の前日までの期間における公民給与を均衡させるための所要の調整を実施（引下げ改定が行われる給料を受ける職員を対象）

3 公務運営の改善に関する課題

(1) 能力・実績に基づく人事管理制度への対応

客観的で公正性や透明性が高く納得性のある制度の確立に向けて改善に努めることが必要

(2) 多様な人材の確保・育成

公務員としての優れた資質や高い能力を有する人材の確保・育成に努めることが重要

(3) 女性職員の育成・登用

女性職員が意欲や能力を十分に発揮し活躍できるように、育成・登用を進めることが重要

(4) 勤務環境の整備

○総実勤務時間の短縮

時間外勤務縮減の取組と年次有給休暇の計画的・連続的使用の促進等に努めることが重要

人事院が月60時間の超過勤務時間の積算の基礎に日曜日等の勤務の時間を含めるとしたこと
について、他の都道府県の動向等に留意しながら、適切に対応することが必要

○ワーク・ライフ・バランスの推進

ワーク・ライフ・バランスの推進に向け、職員に対する意識啓発や両立支援制度の周知徹底、
職場環境の整備に努めることが必要

○職員の心身の健康管理

予防・早期発見に重点を置いたメンタルヘルス対策とパワー・ハラスメントへの取組が重要
今後の職員の健康管理に対する国の取組状況や他の都道府県の動向等に留意しながら、検討
していくことが必要

(5) 公務員倫理の保持

職員への法令遵守及び服務規律の徹底を図り、不祥事の根絶に向けた一層の取組が必要

(6) 高齢期の雇用問題

定年延長に向けた制度見直しについては、国や他の都道府県の動向に留意しながら検討する
ことが必要

(7) 労働基本権問題

国における議論の動向を注視していくことが必要

【参考】 報告及び勧告による職員給与の改定例

- ・平均給与月額（行政職 平均年齢43.8歳）

勧告前	勧告後	平均改定額	平均改定額の内訳
383,804円	383,187円	△617円 (△0.16%)	給 料 △351円(△0.09%) 住居手当 △187円(△0.05%) 管理職手当 △78円(△0.02%) はね返し分 △1円(△0.00%)

- ・平均年間給与（行政職 平均年齢43.8歳）

勧告前 6,234,000円

勧告後 6,146,000円（△88,000円、△1.4%）

注) 1 平均給与月額は給料、扶養手当、管理職手当、地域手当、住居手当、特勤勤務手当等
の合計額であり、平均年間給与はこれらに期末手当及び勤勉手当を含めたものである。

2 改定率は四捨五入しているため、全体と内訳の合計は一致しない場合がある。